



申26号 「通勤手当等の見直しについて」に関する解明申し入れ

「通勤手当等の見直しについて」解明申し入れを行いました。通勤手当は、生活と仕事の繋がりを会社が援助することで、ワークライフバランスを実現する役割があり、社会的にも柔軟な対応が行われています。

通勤手当に関しては、この間様々な議論が行われてきました。特に、新幹線モニター制度は、JR東日本の広範囲な地域で働く私たちにとって、この労使で創りあげた制度が生活基盤を安定させ、そのことによって国鉄改革以降の安定的な経営基盤を創りあげる原動力の一つになったと言えます。

他方で、ライフスタイルの変化や住宅制度の改正もあって、持ち家の取得が増加しています。しかし、異動の際には単身赴任を選択せざるを得ない状況や、モニター制度の適用条件にわずかに及ばない状況が依然として残っています。さらに、私鉄等との乗換ルールや単身赴任者の帰省用代用証に関するルールの運用が厳格であるため、会社の施策に対するモチベーションにも影響していると言えます。

提案内容では、新幹線通勤に関して大きくフォーカスされていますが、それ以外の部分についてはこれまでと変わらない内容が多くあります。生活スタイルに柔軟に対応できる制度となるのか、別居手当や都市手当を改善することと通勤手当との整合性や関連性も解明していかなければなりません。

真にワークライフバランスを充実させる制度とするために団体交渉行っていきます！

1. 今回の通勤手当等の見直しの目的と必要性について明らかにすること。
2. 新幹線等を利用する通勤に対する通勤手当の支給条件について、「会社が認めた在来線特別急行列車を利用する場合」の列車名、区間について明らかにすること。
3. 新幹線等を利用する通勤に対する通勤手当の支給条件について、「会社が特に必要と認めた場合」の基準を明らかにすること。
4. モニター制度廃止による経過措置の内容と対象者を具体的に明らかにすること。
5. 通勤援助金の支給を 300km 超 350km までを月額 20,000 円、350km 超 400km までを 30,000 円とした根拠を明らかにすること。
6. 新幹線等の通勤や、回数券から定期券への切り替えによって、税金等の個人負担がどの程度増加するのか具体的に明らかにすること。
7. 自己都合で、新幹線等の通勤と在来線による通勤を切り替えることができるのか明らかにすること。
8. 結婚や持ち家取得などの自己都合によって、新幹線等の通勤と単身赴任を切り替えることができるのか明らかにすること。また、その際の別居手当支給に関しての考え方を明らかにすること。
9. 通勤経路決定の考え方について今回変更しない理由を明らかにすること。
10. 将来の安定的な経営の視点から、今回の制度見直しによる人件費の増額について明らかにすること。
11. 別居手当を 1 万円増額する根拠を明らかにすること。
12. 都市手当の 36 箇月を超える分の保障を直近下位とした根拠を明らかにすること。
13. 単身赴任者の帰省用代用証等の制度について変更しない根拠を明らかにすること。
14. 今回の制度改正に伴う社員説明について、具体的な内容を明らかにすること。
15. 事務職の負担について、軽減される業務内容と規模を明らかにすること。

通勤などにかかる負担が軽減される制度とするため議論をしています！！